

厚生労働大臣 田村憲久 様

年末年始のコロナの医療、検査体制の整備と困窮者対策の緊急要望

会派 厚生労働部会

連日、新型コロナウイルス感染症対策のためにご奮闘頂いていることに敬意を表します。

間もなく、新型コロナウイルスの感染が拡大して以降、初めての年末年始を迎えます。新規感染者は増加の一途をたどっていますが、年末年始はほとんどの医療機関が休診となることが通例です。年末年始において特別な医療・検査体制を構築しなければ、新型コロナウイルスの感染を疑われる患者のみならず、それ以外の患者に対応することも困難な危機的状況に陥ってしまいます。助かる命すら助けができなくなるのが危惧されます。私たちは政府・与野党連絡協議会を通じて「年末年始の検査・医療提供体制を検証し、必要な検査・医療が受けられる体制を確保すること」を要望していますが、現時点で貴省から納得のいく回答を頂くことができておらず、年末年始の検査・医療提供体制の確保には不安が残る状況です。

また、失業者や自殺者が増加するなど、新型コロナウイルスによる国民生活への影響は厳しさを増しています。私たちの要望を踏まえ、雇用調整助成金の特例措置の期限を延長したり、住居確保給付金の支給期間を延長するなど、年末年始を乗り越えるための対策を講じて頂いたことは一定程度評価します。しかし、自治体が閉庁となる年末年始においては、必要とする人に支援が届かず、多くの方が路頭に迷ってしまうのが危惧されます。

さらに、感染力が高いと指摘されている新型コロナウイルスの変異種がイギリス等で確認され、日本に変異種が持ち込まれるのが危惧されています。

つきましては、貴省において、予備費を活用すること等により、以下の事項に至急対応して頂くよう強く要望致します。

要望事項

1. 医療従事者の負担に配慮しつつ、年末年始において、発熱等の症状がある患者や濃厚接触者などが必要な検査・医療を受けられる体制を確保すること。その際、年末年始に検査・診療を実施した医療機関等に対しては都道府県から協力金を支給することとし、国は都道府県に必要な財政的支援（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額）を行うこと。また、国は検査・医療体制が確保されていることを検証し、その結果を国民に公表するとともに、不十分な地域がある場合には必要な支援を行うこと。
※東京都では、年末年始に診療・検査を行う医療機関に対し4時間当たり15万円、入院患者を受け入れる医療機関に対し、患者1人1日あたり、重症の患者の場合30万円、軽症・中等症の患者の場合7万円の協力金を支給。調剤薬局へも1日あたり3万円を支給。
2. 全ての都道府県における年末年始に受診・検査可能な医療機関あるいは連絡可能な相談窓口等について、電話番号や名称を含め、分かりやすく国民に周知すること。
3. 「第2波」「第3波」に対応した医療従事者等に対する慰労金の支給（12月16日に要望）などの処遇改善について、年内に実施を決断すること。
4. 自治体の職員等の負担に配慮しつつ、生活に困窮する方々が年末年始に相談し、適切な支援を受けることができる体制を各自治体ごとに確保すること。特に、住まいを失っている方や食事に困っている方に対しては、感染防止対策の取られた緊急的な一時宿泊場所や食料を提供できる体制を確保すること。また、こうした支援策に関する情報が支援を必要とする人に確実に届くよう様々な手段を用い周知すること。国は体制が確保されていることを検証し、その結果を国民に公表するとともに、不十分な地域がある場合には必要な支援を行うこと。
5. 田村厚生労働大臣が自ら会見で生活保護の相談を促すとともに、生活保護の申請があった時は、積極的かつ速やかに保護を行うよう、自治体に促すこと。また、緊急度が高い場合は、生活保護法第25条の職権保護を開始するよう改めて自治体に促すこと。
6. 田村厚生労働大臣が会見で労働者に対して休業支援金の申請を促すこと。また、事業主が従業員に（ホテルやホテルスタッフの紹介会社が配膳スタッフに、など）一斉メール等で休業支援金の申請を促すよう、事業主に要請すること。さらに、休業支援金の対象に大企業の労働者を加えること。
7. コロナ禍の中で心身に過重な負担を抱える方が増加しており、こうした方々が自殺に追い込まれることがないように、自殺対策に万全を期すこと。
8. 新型コロナウイルスの変異種が確認された国からの入国や航空便の受け入れを停止するために政府内で検討を急ぐこと。

以上